

別記第2号様式（結果の公表）

『鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

<p>鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を作成しました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。</p>
<p><b>【政策の名称】</b> 鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画</p>
<p><b>【政策等の案を公表した日】</b> 令和3年1月21日（木）</p>
<p><b>【意見募集期間】</b> 令和3年1月21日（木）から令和3年2月19日（金）まで</p>
<p><b>【意見の提出状況】</b></p> <p>1 意見提出者 2人 2 延べ意見数 3件 3 意見提出方法 窓口への提出0件、郵便0件、ファクシミリ0件、電子メール3件</p>
<p><b>【提出された意見と市の考え方】</b> 別紙のとおり。 なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。</p>
<p><b>【実施担当課／問い合わせ先】</b> 鴨川市 健康福祉部 福祉課 障害福祉係 電話番号 04-7093-7112</p>
<p><b>【お知らせ】</b> 鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。 ふれあいセンター内 鴨川市健康福祉部福祉課 鴨川市役所1階 市政情報コーナー</p>

## 鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に関するパブリックコメントの結果について

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| ○ 意見募集期間 | 令和3年1月21日（木）～令和3年2月19日（金） |
| ○ 意見提出者  | 2人                        |
| ○ 延べ意見数  | 3件                        |
| ○ 意見提出方法 | 電子メール 3件                  |

### 第1 聴覚障害者及び難聴支援に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>P12 ○各分野における障害者施策の基本的な方向            (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 について</p> <p>P62 ⑥意思疎通支援事業 について</p> <p>鴨川市では、広報誌はじめ音声による広報かもがわ発行等、様々な形で情報発信を工夫してきている。しかし、難聴者は会話が聞き取りにくい時があり、コロナ禍におけるマスク着用、ビニールシートやアクリル板等感染防止対策により、どこに行っても困難が生じている。手話や要約筆記者の養成は、現状に合っているかの調査がされているのか分からない。聴覚障害の手帳保持者の普段のコミュニケーション手段を調べた資料があれば回答をお願いしたい。</p> <p>市主催のイベントや講演会等において、聴覚障害者だけでなく各種外国語にも対応している音声認識アプリの導入を検討いただきたい。障害を持つ人もそうでない人も住みよいまちづくりのために、誰もが迎える老年期の難聴支援も見据えて、検討いただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止策によって会話の中で声が聞き取りにくくなったり表情が分かりにくくなったりしており、特に難聴の方におかれましてはご負担が大きいこととお察しします。聴覚障害者の普段のコミュニケーション手段について調査した資料は特にはございませんが、身体障害者手帳の有無に関わらず、聞き取りに困難のある方から随時ご意見を伺っているところです。意思疎通支援事業については、聴覚障害者協会と連携のもと実施しており、最近では手話通訳の需要が多くなっており、対象者の通院や日中活動に付き添いをしております。しかし、手話だけでなくご提案いただいた音声認識アプリの活用等を行うことで、聞き取りについて広く様々な状態の方に支援が可能となると考えます。計画案の記載は現行のとおりとしますが、今後、関係部署と連携を図りながら、導入について検討していきます。</p>

## 第2 重層的支援体制整備事業に対する意見

意見の概要	市の考え方
重層的支援体制整備事業はどういった位置づけになるのか。	<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（「改正社会福祉法」という）（令和2年6月5日成立、6月12日公布）の新たな事業の柱として、重層的支援体制整備事業が創設されました。鴨川市では障害者（児）福祉総合計画の上位計画である「第3期鴨川市健康福祉推進計画」にこの事業を明示しており、本計画案の9ページに全体図を掲載しています。</p> <p>障害者については、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、総合相談の視点に立った相談対応を行うとともに、入院・入所から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行について地域全体で支えるサービス提供体制の整備を推進します。また、障害者が生涯学習・スポーツ活動、地域活動、まちづくり活動などに幅広く参加するための条件整備をし、障害者の多様な社会参加が進むように取り組みます。</p>

## 第3 計画の構成に対する意見

意見の概要	市の考え方
計画案の巻末にある骨子案体系は、大変見やすい。 障害者基本計画を障害者福祉総合計画に一体化するのはいつになるのか。	<p>鴨川市では、平成30年度から令和5年度までの6年間について障害者基本計画を策定しており、この度策定する第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画と併せ、これら3つの計画を一体化し障害に関わる総合的な計画として「鴨川市障害者（児）福祉総合計画」としています。計画案の5ページをご覧くださいと思います。</p>